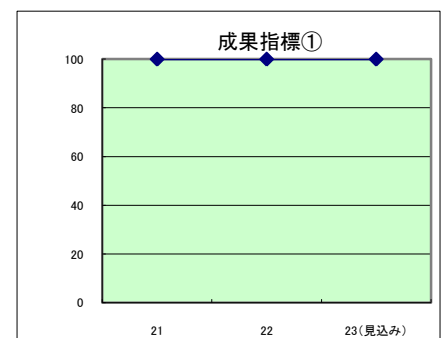
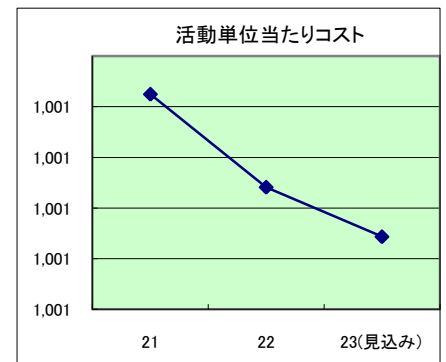


事務事業名	後期高齢者医療広域連合納付金事業		会計	51	後期高齢者医療特別会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	款	2	後期高齢者医療広域連合納付金
	施策(節)	1	保健・医療	項	1	後期高齢者医療広域連合納付金
	施策の方向	(5)	医療保険制度の充実	目	1	後期高齢者医療広域連合納付金
				事業		
関連する計画等			作成部署	保健福祉部保険健康室保険年金課		
事業の目的	対象(誰を・何を)		連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1790		
事業の内容	後期高齢者医療広域連合					
	意図(どういう状態にしたいのか)					
	運営主体である後期高齢者医療広域連合に対し納付する。					
後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料納付金及び保険基盤安定納付金を大阪府後期高齢者医療広域連合に納付する。						
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例					
事業開始時期	☐ 昭和 20 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 終了年度 平成 年度					
	☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている					
事業開始時からの状況変化	保険料軽減策や、保険料特別徴収対象者について口座振替納付の選択を可能とするなど制度見直しが行われた。					
市民や議会の要望						
実施手法	☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		21年度	22年度	23年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		1,043,609	1,121,186	1,197,111
人件費【2】 (千円)		900	864	864
職員数	正規職員	0.12 人	0.12 人	0.12 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		1,044,509	1,122,050	1,197,975
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)	126,634	138,713	146,475
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	917,875	983,337	1,051,500
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
① 納付金額	千円	1,043,609	1,121,186	1,197,111
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		1,001 円	1,001 円	1,001 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		8,783 円	9,504 円	10,154 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	納付額	%	広域連合納付金(保険料納付金及び保険基盤安定納付金)は、その全額を広域連合へ納付する。	目標	100	100	達成率(%)	100
		(式) 納付金÷(保険料収納額+基盤安定繰入金)×100			実績	100	100	100.0%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	法令上の制度である。
	○										

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	法令上の制度である。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	大阪府後期高齢者医療広域連合に対し、適正な負担を行っている。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☐	☐	☒	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☐	☒	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	法令上の制度である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	納付すべき金額を、法令等に基づき適切に納めている。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	法令で定められた制度である。	
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)	
行革本部評価	法令に基づいて適正に行う。	
	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	